

# 単 価 契 約 書

財団法人富山県下水道公社（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター脱水ケーキ搬出処  
分業務について、次の条項により、契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務名 富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター  
脱水ケーキ搬出処分業務委託
- (2) 脱水汚泥（脱水ケーキ）1 t当たりの業務単価 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)
- (3) 契約期間 平成19年9月 日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 富山県射水市海竜町23番地の2 神通川左岸浄化センター
- (5) 契約保証金 免除

（総則）

第2条 乙は、甲の指示に従い、この契約書及び別冊の仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、  
これを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。  
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を得ようとするときは、当該第三者の氏名その他必要な事項を記載した  
書面を甲に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務を第三者に委託させてはならない。ただし、一部の委託業務については、あら  
かじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（調査報告等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、委託業務の実施状況について調査し若しくは  
報告及び資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（業務の変更等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、事前に委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一  
時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、委託期間若し  
くは契約金額を変更し、又は乙に及ぼした損害に係る必要な費用等を負担しなければならない。

2 前項の規定による委託期間若しくは契約金額の変更、又は甲が負担する費用の額等については、甲乙協議して定める。

(損害のため生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のため生じた経費は、甲が負担するものとする。

(報告及び検査)

第8条 乙は、業務実施ごとに当該実施済分について、業務完了報告書を作成して、甲に提出し、検査を受けなければならない。ただし、業務完了報告書については、仕様書第7条に定めるマニフェストD票及びマニフェストE票をもって、それぞれ代えることができる。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に目的物についての検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに再処理して甲の検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、業務を実施した月ごとに書面をもってその処理量相当分の契約金額の支払いを請求できるものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する理由により、委託業務の円滑な履行ができないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った独占禁止法第66条の規定による審決(同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(6) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(7) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条による刑が確定したとき。

(8) 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲にこの契約の締結前に甲が提示した第1条に規定する契約期間中における処分予定数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
- 3 乙は、前項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、甲がこの契約事項に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、業務の完了部分の契約金額相当額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。
- 6 本条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき、甲から引き渡しを受けた下水汚泥等の産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できないものとする。

#### （賠償の予約）

第11条 乙は、この契約に関して前条第1項第3号から第7号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約の締結前に甲が提示した第1条に規定する契約期間中における処分予定数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当するときであって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。

(2) 前条第1項第7号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は物品が納入された後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。ただし、相手方の文書による許諾を得た場合は、当該秘密を公表することができる。

#### （協議）

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

平成19年9月 日

甲 富山県高岡市二上字梅田 313 番 3  
財団法人 富山県下水道公社  
理事長 石 井 隆 一

乙